

相続税の税務調査について、もう少し詳しく知りたいというお声を頂きました。そこで今回は、相続税の「実地調査」について深掘りします。

●ターゲットになる人は？

税務職員が自宅にやってくる、それは誰にとっても避けたい事態です。

実地調査の選定基準として、東京国税局の資料には、「高額な追徴税額」や「重加賦課」が見込まれる事案などが掲げられています。これは「税金をたくさん取れそうな人」や、「財産を隠していそうな人」がターゲットだということ。確かに近年は、調査件数より追徴税額の伸び率の方が大きく、コスパ・タイパ重視で対象者が選ばれていると分かります。

実際に調査に立ち会っていると、調査当日の相続人へのムダな質問や自宅内の確認は、以前より減った気がします。一方、隠しやすい財産である預貯金や有価証券などの金融資産については、事前に綿密に調べてから調査に来ているな、と感じます。対象者の選定や情報収集に、「KSKシステム（後述）」がかなり活用されています。

なお「重加賦課」とは、悪質な税逃れにあたるケースのことです。申告もれには通常、過少申告加算税（相続税の10%）か無申告加算税（同15%）がペナルティとして課せられます。悪質な税逃れの場合は代わりに重加算税（同35%か40%）を課することができ、これが税務職員のいわゆる手柄になるのです。

●ターゲットになる人の典型例

- ・生前の収入に比べ、死亡時の金融資産が少ない
- ・故人名義に比べ、家族名義の金融資産が多い
- ・亡くなる数年前から預金の引出し

が増えている

というケースは、実地調査の対象に選ばれやすいです。

「故人名義の預金は数百万円なのに、その妻や子名義で千万円単位の預金がある」とか、「晩年は施設暮らしで認知症の傾向もあったのに、死期が近づくにつれ出金額が増えている」としたら、誰だってその理由や使い道、生前贈与の有無を直接聞きたくありません。

「なぜだろう？」と思われそうな項目は、申告書を作る時にお客様にたずね、あらかじめ潰しておくのが税理士の役目です。税務職員が自宅にまでは聞きに来ないように…。

●税務署は「KSKシステム」で事前に納税者を調査済

税理士に相続税申告を依頼しているれば、通常、実地調査の連絡はその税理士宛てに電話で入ります。

ただその前に税務署は、様々な資料を精査し、入念に準備を済ませています。国税庁独自の「KSK（国税総合管理）システム」内には、長年かけて収集された納税者の情報があり、それを活用しているのです。

つまり、電話があった時点で既に、「十分あやしまれている」ということ。おおむね調べはついていて、あとは故人の人物像（＝お金の使い方）や疑問点を、相続人や現場から確認するだけということがほとんどです。その結果、実地調査で申告もれの見つかるとは、例年約85%と非常に高く、うち、約15%が重加算税の対象になっています。

以下が、税務署の情報源の例です。

【所得税の確定申告書・法定調書】

支払元から税務署に提出される法定調書は、給料や退職金の源泉徴収票、生命保険の一時金や年金の支払調書、株式の配当や売却の支払調書

など、現在60種類以上あり。

→生前の故人と家族の所得情報は、ほぼ把握済み

【官公庁からの情報】

相続税法の定めにより、死亡届の情報は法務省から国税庁に電子通知され、さらに、住民登録地の不動産の所有状況と固定資産税評価額は、所轄税務署に通知されている。

→死亡の事実と一定の不動産の価額は、把握済み

【金融機関からの情報】

質問検査権に基づき、故人と家族名義の預貯金、有価証券、生命保険の情報を、金融機関にオンラインなどで照会している。

→故人と家族の金融資産の残高や移動は、おおむね把握済み

なお、既に所得税や法人税では、こういったシステム内の情報に加えて、過去の申告もれ事例をAIに学習させ、より効率的な実地調査が行われているそうです。

●時期や調査官について

実地調査は申告書の提出後、半年から1年以内に、故人や主たる相続人の自宅で行われることが多いです。

税務署の人事異動が7月初旬なので、異動後の8～12月に重点的に行われます。1～3月は税務署も税理士も忙しいので避けられます。その後4～6月にも行われますが、秋の方が本気度は高いです。

税務署の資産課税部門や、国税局の機動課、資料調査課の職員が基本は2名、超富裕層ならそれ以上、国際税務専門の人が来ることもあります。通常は主たる相続人と税理士が立ち会いますが、電話連絡時に「〇〇さんの話を聞きたい」と税務署から言われることもあります。

当日の流れや質問されることについては、次回以降ご説明します。